

## 岸和田市木造住宅耐震改修補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域住宅計画（岸和田市地域）に基づく耐震改修を行う本市に存する木造住宅の所有者（国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）に対し交付する岸和田市木造住宅耐震改修補助金（以下「補助金」という。）の交付について、岸和田市補助金等交付規則（平成11年規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定め、もって市域の木造住宅の耐震改修を促進し、地震による市内の人的・経済的な被害の軽減を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 木造住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物のうち木造及び混構造（木造の建築物のうち、その一部に木造以外の構造を含むものをいう。）のもので、かつ、一戸建ての住宅、長屋住宅又は共同住宅に該当するもの（当該木造住宅が店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあっては当該用途に該当する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満であるものに限る。）をいう。
- (2) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第1項に規定する基本方針別添第1第1号に基づき一般財団法人日本建築防災協会（以下「防災協会」という。）が定める「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法若しくは精密診断法（ただし、時刻暦応答計算による方法を除く。以下同じ。）又はその他市長が適当と認める方法によって、耐震改修技術者が木造住宅の耐震性について判定するものをいう。
- (3) 耐震改修技術者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士であり、次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 平成24年度以降に開催された公益社団法人大阪府建築士会主催の既存木造住宅の耐震診断・改修講習会を受講し、かつ、受講修了者名簿に登録された者
  - イ 防災協会主催の木造耐震診断資格者講習及び木造耐震改修技術者講習を受講し、「講習修了証明書」の交付を受けた者
  - ウ 平成24年度以降に防災協会主催の木造住宅の耐震診断と補強方法講習会の受講を修了し、「受講修了証明証」の交付を受けた者

エ アからウに掲げる者と同等以上の技術を有する者であると市長が認めた者  
(4) 耐震診断結果 第2号に規定する一般診断法若しくは精密診断法による総合評価における上部構造評点又は同号に規定するその他市長が適当と認める方法にあっては、当該方法を用いて得た数値をいう。

(5) 耐震改修計画 耐震改修技術者が作成した次に掲げるいずれかに該当する計画をいう。

ア 耐震診断結果が1.0未満の木造住宅において、耐震改修工事後の数値を1.0以上まで高めるための計画（耐震改修工事前の数値が0.7未満であるものについては、耐震改修工事後の数値を0.7以上まで高めるための計画）

イ 限界耐力計算（建築基準法施行令第82条の5に規定する構造計算をいう。）に準じた木造住宅の耐震診断結果、最大応答変形角が1/15を超える場合に、耐震改修後の最大応答変形角を1/15以下とする計画

ウ 耐震シェルター（住宅内の一部に木材や鉄骨で強固な箱型の空間を作り、安全を確保するもの。）で、国土交通省、都道府県、防災協会、一般財団法人日本総合試験場又は官民が連携している協議会等で確認又は評価を受けたものを住宅内に設置する計画

(6) 耐震改修工事 耐震改修計画に基づいて行う工事（耐震改修計画を作成した耐震改修技術者により工事監理が行われるものに限る。）をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、規則の定めるところによる。

（補助対象建築物）

第3条 補助の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次に掲げる各号のいずれにも該当する木造住宅とする。ただし、この要綱に基づき既に本補助金の交付を受けたものは、対象外とする。

(1) 原則として、昭和56年5月31日以前に法第6条第1項の規定により建築主事の確認を受けて建築されたもの又はその他の資料により昭和56年5月31日以前に建築されたことが判断できるもの

(2) 耐震診断結果により耐震性がないと判断されるもの

(3) 現に居住し又はこれから居住しようとするもの

2 補助対象建築物の所有者と占有者が異なる場合は、当該補助対象建築物の耐震改修工事を行うことについて、当該利害関係者との協議等が整っていない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象建築物を所有し、次の各号いずれにも該当する個人とする。

- (1) 補助対象建築物を所有する者が属する世帯全員の課税所得金額を合算した額が5,070,000円未満であること。
- (2) 本市が賦課する市税を滞納していないこと。
- (3) 岸和田市暴力団排除条例(平成25年岸和田市条例第35号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

2 補助対象建築物を複数の所有者で共有しているときは、それぞれの補助対象者が前項各号の定める規定を満足すること。また、前項第1号に定める課税所得金額の算定については、それぞれの補助対象者が属する世帯全員の課税所得金額の合計した額とすること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、耐震改修工事に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 第2条第1項第5号ア及びイに該当する耐震改修計画の作成に要する費用(当該耐震改修計画に基づく耐震改修工事が補助金の交付の申請の日の属する年度の2月末日までに完了する場合に限る。)ただし、賃貸住宅にあっては耐震改修計画の作成に要する費用は対象外とする。
- (2) 耐震改修工事に要する費用(必要となる撤去費及び再仕上げその他の附帯する工事の費用を含む。)

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の種類に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

(1) 前条第1号の費用に係る補助金の額

当該費用の額に10分の7を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)。ただし、100,000円(長屋住宅及び共同住宅にあっては、1戸当たり100,000円として算出して得た額)を限度とする。

(2) 前条第2号の費用に係る補助金の額

次のア及びイに掲げる額の合計額

ア 当該費用の額に10分の7を乗じた額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）。ただし700,000円（長屋住宅又は共同住宅にあっては、1戸当たり700,000円として算出して得た額）を限度とする。

イ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定により、補助対象者が既存住宅の耐震改修をした場合に、当該補助対象者の所得税額から特別控除される額

- 2 補助対象者の属する世帯（補助対象者が複数となる場合は、それぞれの補助対象者が属する世帯）の月額所得（世帯全員の合計所得金額から地方税法第314条の2に規定する障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、配偶者控除額、扶養控除額及びひとり親控除額並びに所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る雑所得を有する場合には、その給与所得等を有する者一人につき100,000円を差し引いた金額を世帯で合算し、その金額を12で除した額をいう。）が214,000円以下の場合における前項第2号（ア）の規定の適用については、同（ア）中「700,000円」とあるのは「900,000円」と読み替えるものとする。
- 3 補助金の交付に当たっては、あらかじめ第1項各号に規定する合計額から同項第2号イに規定する額を差し引いて補助対象者に交付するものとする。

（補助金の交付の申請）

第7条 補助金の交付の申請は、耐震改修計画を策定する前に耐震改修補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 付近見取図
  - (2) 誓約書（様式第2号）
  - (3) 完納証明書又は市税の納付状況確認同意書（様式第3号）
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 耐震改修計画を策定した後に補助金の交付の申請をするときは、第5条第2号の費用に限り補助金の対象として、当該交付の申請を受理する。この場合においては、前条第1項第1号の額を0円として同条の規定を適用する。
  - 3 次条の規定による補助金の交付が決定する前に、補助金の交付の申請を取下げ場合は、耐震改修補助金交付申請取下届（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(決定の通知)

第8条 市長は、規則第6条第1項の規定により補助金の交付の申請の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、耐震改修補助金交付決定通知書（様式第5号。以下「交付決定通知書」という。）を補助事業者に通知するものとする。また、補助金の不交付を決定したときは、耐震改修補助金不交付決定通知書（様式第6号）を、当該申請した者に通知するものとする。

(補助金等の交付の条件)

第9条 補助事業者は、規則第7条第1項に定めるもののほか、交付決定通知書を受け取った日から概ね30日以内に耐震改修計画を策定し、速やかに耐震改修着手届（様式第7号）を市長に提出すること。

(変更等の承認)

第10条 規則第7条第1項第1号から第3号の承認の申請は、次の各号に掲げるところにより、当該各号に掲げる書面に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

(1) 規則第7条第1項第1号及び第2号の承認 補助事業内容変更承認申請書  
(様式第8号)

(2) 規則第7条第1項第3号の承認 補助事業中止・廃止承認申請書（様式第9号）

(軽微な変更)

第11条 規則第7条第1項第1号及び2号に規定する軽微な変更とは、補助対象経費等の補助金の算定に係わる重要な変更が行われない場合で、補助金の額に変更が生じないものとする。

(交付決定の変更及び取消の通知)

第12条 市長は、第10条第1号及び規則第9条第1項の規定により補助金の交付決定を変更したときは、耐震改修補助金交付決定変更通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、第10条第2号及び規則第9条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、耐震改修補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

(耐震改修計画等)

第 13 条 補助事業者又は補助事業者から委任を受けた耐震改修技術者は、耐震改修計画を策定し、耐震改修計画書（様式第 12 号）に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による耐震改修計画書の提出後、耐震技術者と協議をしなければならない。ただし、耐震改修計画を策定した後に補助金の交付の申請がなされた場合は、耐震改修補助金交付申請書に耐震改修計画書を添付し、協議を行うものとする。

(中間検査)

第 14 条 補助事業者は、当該耐震改修工事が市長の指定する工程に達したときは、速やかに耐震改修工事監理報告書（様式第 13 号。以下「工事監理報告書」という。）を添えて、耐震改修工事中間検査申請書（様式第 14 号）により中間検査の申請をするものとする。

- 2 市長は、前項の中間検査の申請のあった日から概ね 7 日以内に、現地において中間検査を行うものとする。ただし、前項の申請の際に提出された書類等により当該耐震改修工事が耐震改修計画に基づき適正に実施されていることが確認できる場合は、現地での中間検査に代え、書類等による審査によることができる。
- 3 市長は、前 2 項の規定による検査の結果、工事内容について適正であると認めるときは、耐震改修工事中間検査合格証（様式第 15 号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第 15 条 規則第 13 条の規定による実績報告は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定日の属する年度の 2 月末日（2 月末日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、日曜日又は土曜日（以下「休日等」という。）にあたるときは、その翌日以降の休日等でない直近の日）のいずれか早い日までに耐震改修工事完了実績報告書（様式第 16 号。以下「実績報告書」という。）により行うものとする。

- 2 市長は、前項の実績報告書を受領した場合には、速やかに現地において完了検査を行うものとする。ただし、前項の報告の際に提出された書類等により当該耐震改修工事が耐震改修計画に基づき適正に実施されていることが確認できる場合は、現地での完了検査に代え、書類等による審査によることができる。
- 3 実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 耐震改修設計費用の請求書の写し
  - (2) 耐震改修設計費用の領収書の写し
  - (3) 耐震改修工事請求書の写し（内訳明細が確認できるもの）
  - (4) 耐震改修工事費用の領収書の写し
  - (5) 工事完了写真（時系列順）
  - (6) 工事監理報告書
  - (7) 耐震改修工事に使用した材料等の納品伝票等
- 4 第 18 条第 1 項の規定による補助金の代理請求及び代理受領の委任をする場合は、前項第 2 号の書類にあっては、耐震改修設計費用から第 6 条第 1 項第 1 号で算定した補助金額を差し引いた額の領収書の写しを添付するものとする。
- 5 第 18 条第 3 項の規定による補助金の代理請求及び代理受領の委任をする場合は、第 3 項第 4 号の書類にあっては、耐震改修工事費用から第 6 条第 1 項第 2 号で算定した補助金額を差し引いた額の領収書の写しを添付するものとする。
- （補助金の額の確定）
- 第 16 条 市長は、規則第 14 条の規定による補助金の額の確定をした場合には、耐震改修補助金交付額確定通知書（様式第 17 号）により通知を行うものとする。
- （補助金の交付請求）
- 第 17 条 補助金の請求は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後、市が定める請求書（様式第 18 号）により行うものとする。
- （補助金の代理受領）
- 第 18 条 補助事業者は、補助事業者から依頼を受けて耐震改修計画を作成した耐震改修技術者又は同技術者が所属する建築士事務所又は事業者（以下「耐震改修技術者等」という。）に対し、第 6 条第 1 項第 1 号の補助金の代理請求及び代理受領を委任することができる。
- 2 補助事業者は、前項の委任をするときは、補助金の代理請求及び代理受領を委任した耐震改修技術者等から耐震改修計画の作成に着手する前に同意を得るものとする。
  - 3 補助事業者は、補助事業者から依頼を受けて耐震改修工事を行った施工事業者（以下「施工業者」という。）に対し、第 6 条第 1 項第 2 号の補助金の代理請求及び代理受領を委任することができる。
  - 4 補助事業者は、前項の委任をするときは、補助金の代理受領を委任した施工業者から耐震改修計画の作成に着手する前に同意を得るものとする。

5 補助事業者が第1項及び第3項の規定により、補助金の代理請求及び代理受領を委任したときは、補助金交付請求書に耐震改修補助金の代理請求及び代理受領に係る委任状（様式第19号。以下「代理請求及び代理受領に係る委任状」という。）を添付して、市長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第19条 市長は、第17条の規定による補助金の交付請求を受けたときは、補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

2 市長は、代理請求及び代理受領に係る委任状を添えた補助金交付請求書を受けたときは、前項の規定において「補助事業者」とあるのは「耐震診断技術者等」又は「施工業者」とし、また「補助金」とあるのは「補助金に相当する額」と読み替えるものとする。

3 前項の規定による読み替えにより耐震診断技術者等又は施工業者に補助金に相当する額を交付した場合、補助事業者に補助金を交付したものとみなす。

（決定の取消し）

第20条 市長は、規則第17条第1項に定めるもののほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）自らの責めに帰すべき事情により補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- （3）第8条に規定する補助金の交付の決定前に着手したとき。
- （4）市長の指示に従わないとき。
- （5）その他関係法令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、耐震改修補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第21条 規則18条の規定により補助金等を返還させようとするときは、耐震改修補助金返還通知書（様式第20号）により、補助金の交付を受けた者（以下「被交付者」という。）に通知するものとする。

（加算金及び延滞金）

第22条 被交付者が補助金の返還の通知を受けた場合、その通知に係る補助金等の額につき、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179



号。以下「補助金適正化法」という。) 第 19 条第 1 項に規定する割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 被交付者は、補助金の返還の通知を受け、これを納期日までに納付しなかったときは、その未納付額につき、補助金適正化法第 19 条第 2 項に規定する割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

3 市長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金の一時停止等)

第 23 条 市長は、被交付者が補助金の返還の通知を受け、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

(書類の保存)

第 24 条 補助事業者は、補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び書類を整備し、かつ、これらの帳簿及び書類を補助金の交付決定に係る会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

様式第 1 号 (第 7 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

様式第 5 号 (第 8 条関係)

様式第 6 号 (第 8 条関係)

様式第 7 号 (第 9 条関係)

様式第 8 号 (第 10 条関係)

様式第 9 号 (第 10 条関係)

様式第 10 号 (第 12 条関係)

様式第 11 号 (第 12 条、第 20 条関係)

様式第 12 号 (第 13 条関係)

様式第 13 号 (第 14 条関係)

様式第 14 号 (第 14 条関係)

様式第 15 号 (第 14 条関係)

様式第 16 号 (第 15 条関係)

様式第 17 号 (第 16 条関係)

様式第 18 号 (第 17 条関係)

様式第 19 号 (第 18 条関係)

様式第 20 号 (第 21 条関係)

附 則

この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。